

平成 27 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	03	02	03	0401	児童養育事業	
総合計画	分野	人づくり				
	政策	3-1	子育て環境の充実			
	施策	1	子育て支援の充実			
目的	児童の適正な養育					
対象	家庭において一時的に養育が困難になった児童					
意図	児童養護施設において一定期間養育を行う					
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること					
<p>○短期入所生活援助（ショートステイ） 保護者が一定の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等において児童を養育・保護（原則として7日以内）</p> <p>○夜間養護等（トワイライトステイ） 保護者が一定の理由により夜間に不在となり、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等において児童を預かる</p>						
市民参画の有無 [対象外]						
市民協働の形態		共催 後援・協賛	実行委員会・協議会 補助・助成	事業協力・協定 委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(計画)
① 実施施設数	施設		計画	4	4	
			実績	4	4	
② 利用延べ児童数	人/日		計画	27	27	
			実績	6	15	
③			計画			
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(計画)
① 利用希望者が利用できた割合	%		目標	100.0	100.0	
			実績	100.0	100.0	
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い	○	概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
保護者が一時的に児童の養育が困難になった場合に、確実に児童を預かることができる方法を提供するものであり、利用できない状況がない状態を目指すもの。利用児童数に増減はあるが、利用希望者には100%の割合で対応できている。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	保護者の疾病等の理由で一時的に子どもを預けざるを得ない状況になった場合に対応できる民間事業者がないため、市の関与が必要である。
	<input type="radio"/> 妥当である	
	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	ファミリー・サポート・センター事業などの類似事業との連携を図り、利用者ニーズに的確に対応した子育て支援を行っているため向上の余地はない。
	<input type="checkbox"/> 向上余地がある <input type="radio"/> 向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	児童の保護を適切に行うためには、児童養護施設に委託するのが最適であり、その委託料は他市と同水準にしているため削減の余地はない。また、保護者や施設との連絡調整が必要なため、人件費の削減余地もない。
	<input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある	
	<input type="radio"/> どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	利用する場合は、世帯の所得に応じた負担金を徴収しており、適正である。
	<input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある	
	<input type="radio"/> 適正である	
総合評価 …上記評価結果の総括		
保護者の疾病や育児疲れなどの際に、児童相談所の保護に先立つ児童の一時的な受け皿が必要とされていることから、当事業は利用者のニーズにかなった事業である。		

平成 27 年度 事業説明資料

【 事後評価 】

担当部署 部名 健康福祉部 課名 地域福祉課 担当係長 吉田睦美 内線 507

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

(単位：千円)

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	02	03	0401	児童養育事業

単位：千円

		26年度 決算額(A)	27年度 決算額(B)	28年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		33	83		50
財源内訳	国・県	8	46		38
	地方債				
	その他	8			△ 8
	一般財源	17	37		20

事業期間 ○ 単年度繰返 期間限定 [平成 年度 ~ 平成 年度]

部重点施策における目標
安心して子育てができる子育て支援の充実と子どもが健やかに成長するよう就学前教育を充実します。

事業開始の背景・経緯
保護者の疾病等により家庭において児童の養育が一時的に困難な場合に、短期的な支援を行うため平成21年度から事業を開始した。

事業概要
○短期入所生活援助（ショートステイ）
保護者が一定の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等において児童を養育・保護（原則として7日以内）
○夜間養護等（トワイライトステイ）
保護者が一定の理由により夜間に不在となり、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等において児童を預かる

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等
利用期間が7日を超える場合は、児童相談所に施設入所措置を求める。

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

子育て短期支援事業 83千円	
根拠	児童福祉法第6条の3第3項
要綱	子育て短期支援事業実施要綱 (H26.5.29付け雇児発0529第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
実施主体	市町村（委託可）
種類	短期入所生活援助事業 (ショートステイ) 夜間養護等事業 (トワイライトステイ)
内容	保護者が、疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合等に実施施設において養育・保護を行う。（原則7日以内） 保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合等にその児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。（宿泊可）
対象者	以下に該当する家庭の児童又は母子 ・児童の保護者の疾病 ・育児疲れ、看病疲れ等身体上又は精神上の事由 ・出産、看護、事故等家庭養育上の事由 ・冠婚葬祭、転勤、出張等社会的な事由 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童
実施施設	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等
その他	子ども・子育て支援法第59条第6号に規定する地域子ども・子育て支援事業（13事業）の1事業

【花巻市の実施施設】

児童養護施設	清光学園（花巻市）、和光学園（盛岡市）
乳児院	日赤岩手乳児院（盛岡市）、善友乳児院（盛岡市）

- 【事業費】
- ショートステイ 83千円
 - 2歳未満児 @10,700円×0日=0円
 - 2歳以上児 @5,500円×15日=82,500円
 - トワイライトステイ 0千円
 - 平日 @1,500円×0日=0円
- 保護者負担の金額（1日当たり）

区分	ショートステイ		トワイライトステイ	
	2歳未満	2歳以上	平日	休日
生活保護	0円	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円	350円
上記以外	5,350円	2,750円	750円	1,350円

○委託料の単価

区分	ショートステイ		トワイライトステイ	
	2歳未満	2歳以上	平日	休日
一日当たり単価	10,700円	5,500円	1,500円	2,700円